

てある人だからその上子出す訳にはゆかない」とすべし願をしまゐた
 さうだ。今月の月初めに現場従業員の俵銀をいまして一日一月五千
 来たつたのを一ぺんに五十元も値下げした。日に一月やそこらではとて
 も着しかなつてもかぢあない。それで仕事とまゐる。軽率から一人一倍の力仕
 事だ。それで従業員が「月の間は我慢に我慢してまをけねどもこれぢあして
 も食ふにもどうにもやつてゆけないから常備俵銀を以てお返し一月五千
 として下さい」と怒つたところが店主は頭からそれをほねつけた。こんなごう欲
 店主はいつまでなまつておたうど人なことをするかわからない。現場では再
 び起つて勇敢に戦つてゐる。

▲自動車とウマヤの兄弟はすぐ職場大会をとりて現場を
 物ける。

労働者は相み友がいた！ 製紙の兄弟は宇田川の兄弟
 を見殺しにするな！

日本労働組合総連合会東京合同労働組合

労秘第一八一三號

昭和四年九月七日

寫

警視總監 丸山 鶴 志

4.9.11
 第 742

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 官 殿
 各 府 縣 長 官 殿

(1) 明治三十二年
 (2) 共済社
 (3) 共済社

合資會社宇田川運送店ノ労働争議ニ関スル件 第二報

要旨 1. 会社側ニ於テハ飽強強硬ノ態度ヲ持続ス

2. 九月四日従業員五十五名ハ当ノ労組救済中ヲ離レ会社ニ投函ス其ノ内容不
 睦ト認メ所懸署ニ於テ解散ノ命ニ且主謀者ヲ救済中外四名ヲ援取取調ヘ
 上物出外分ニ附シタリ
 3. 九月六日東京合同労働組合員籍職名七、山上幸三等八従業員ノ妻子ヲ勤員トシ